

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

（建築物空気環境測定業）

令和 5 年度



東京都健康安全研究センター

目 次

第1章 空気を媒介とする感染症の最新の知見と予防対策について	3
--	---

第2章 建築物事業登録制度について

1 建築物衛生法※の概要	21
2 建築物事業登録制度	24
3 建築物空気環境測定業の登録基準	29
4 各種届出	32

第3章 様式例

1 新規・再登録申請に関する書類	37
2 変更届・廃止届	48
3 作成及び管理が必要な帳簿書類	52

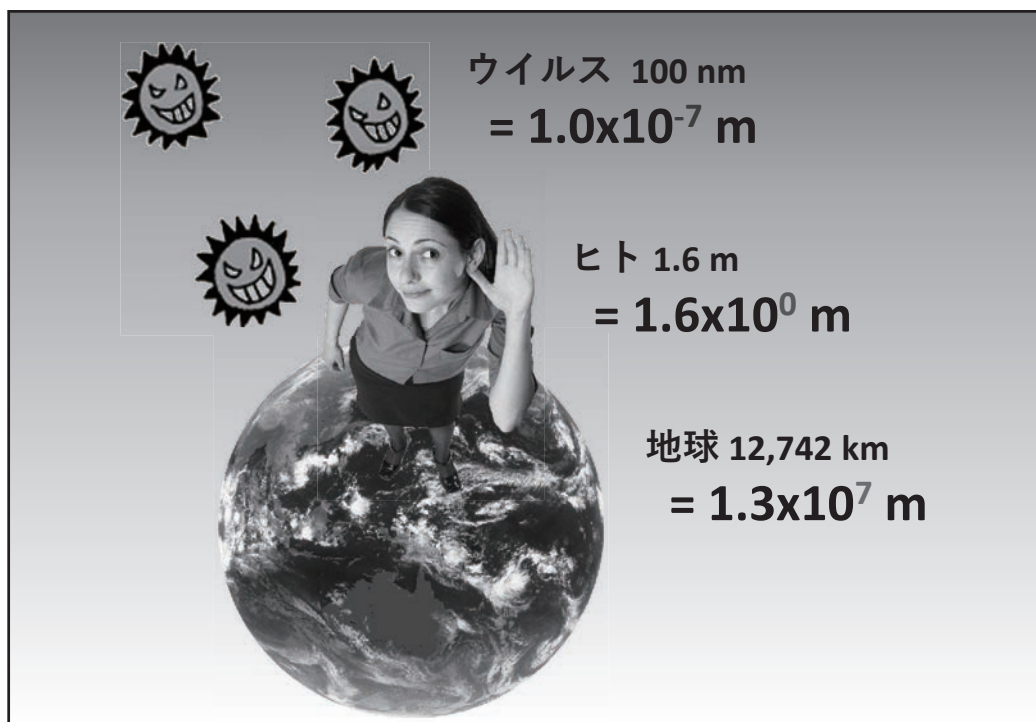
窓口・問合せ先	54
-------------------	----

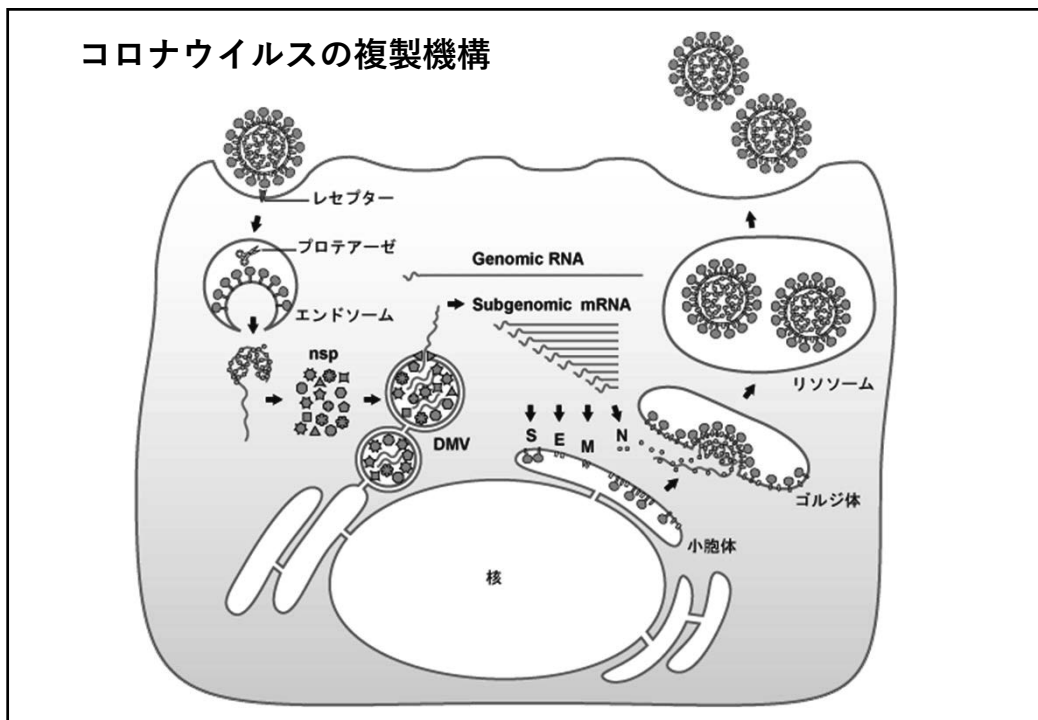
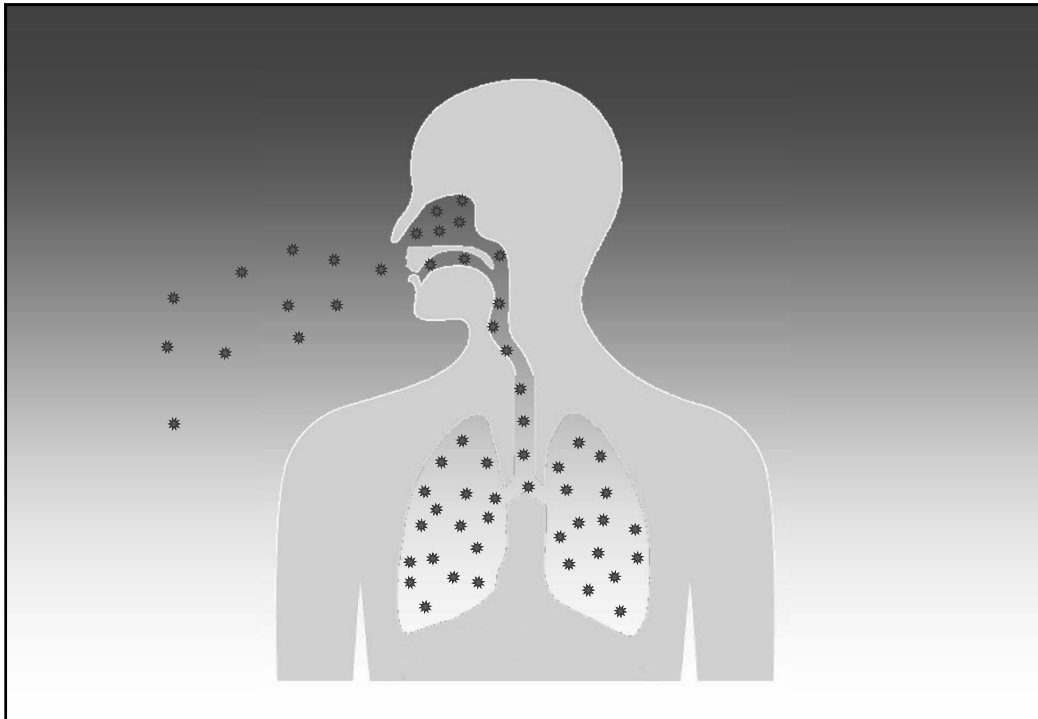
※ 本書では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称として「建築物衛生法」を使用しています。

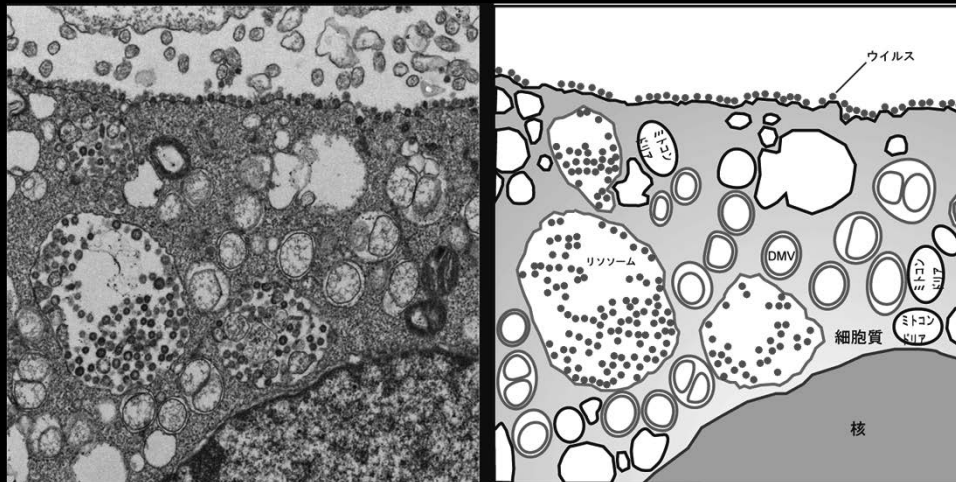
第 1 章

空気を媒介とする感染症の 最新の知見と予防対策について

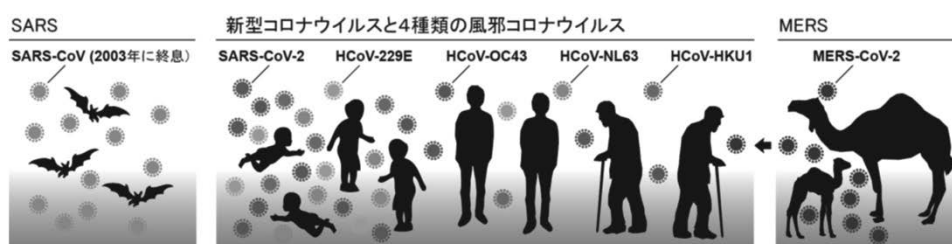
1. 呼吸器感染症（特にコロナウイルスについて）
2. 新型コロナウイルスの検査対応について
3. 犬によるコロナ検査（論文紹介）







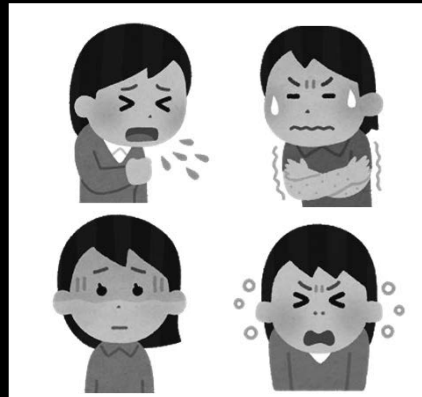
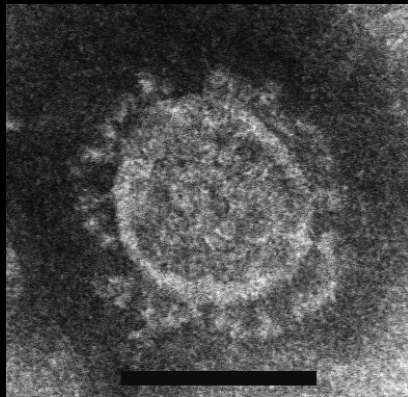
ヒトに感染する6種類のコロナウイルス



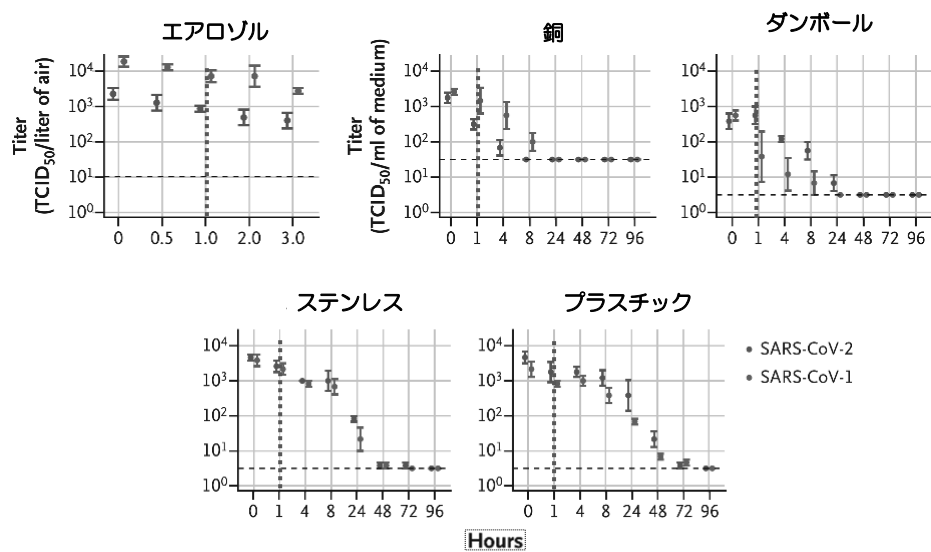
今後SARS-CoV-2は、5番目のヒトコロナウイルスとして定着しそうです

ウイルス名 : SARS-CoV-2

感染症名 : COVID-19



新型コロナウイルス感染価の減弱



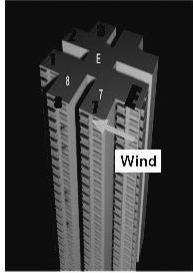
N Engl J Med. 2020 Apr 16;382(16):1564-1567

SARS-CoV(2002年)

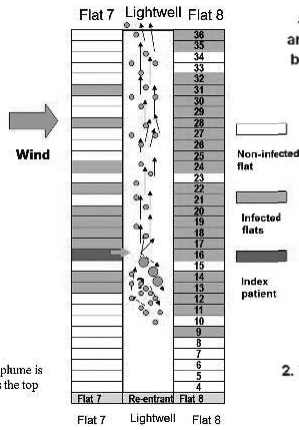
中国広東省で発生

香港で感染拡大

Spread in the reentrant space by virus-laden moist buoyant plume

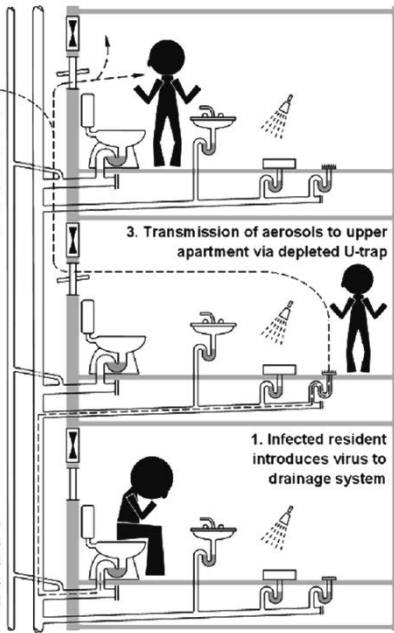


Predicted concentration decay in the buoyant plume is only about five times when the plume reaches the top of the reentrant when $W = 2 \text{ m/s}$.



4. Aerosols carried to upper apartments and adjacent buildings by air current

2. Virus-laden aerosols created as waste is discharged

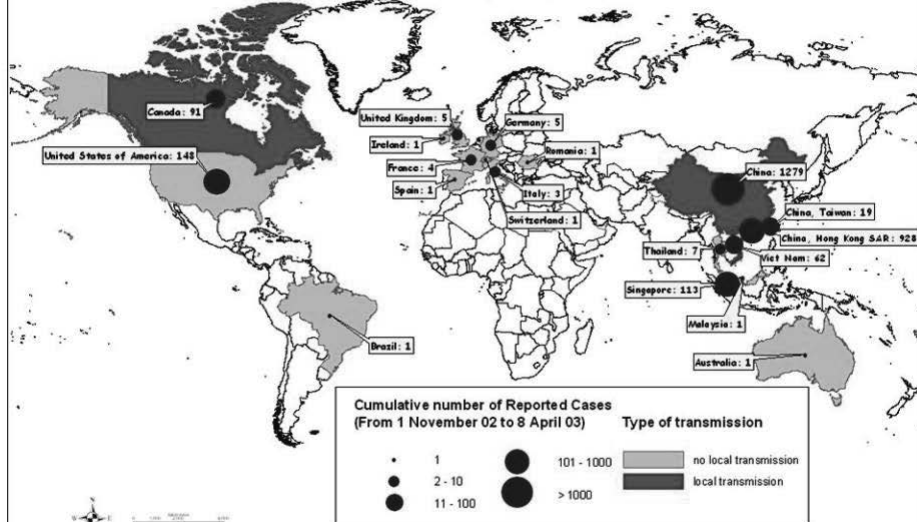


3. Transmission of aerosols to upper apartment via depleted U-trap

1. Infected resident introduces virus to drainage system

SARS : Cumulative Number of Reported Cases

Total number of cases: 2671 as of 8 April 2003, 14:30 GMT+2



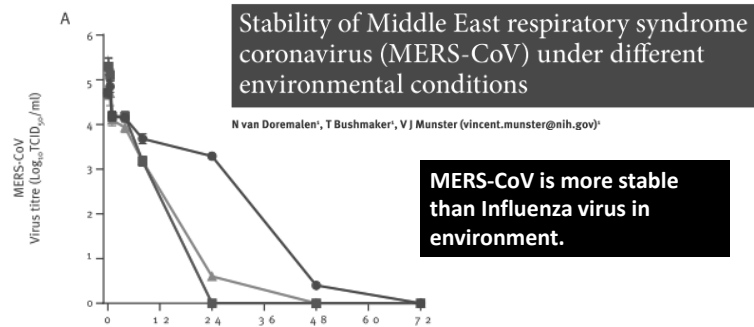
The presentation of material on the maps contained herein does not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of the World Health Organization concerning the legal status of any country, territory, city or areas or of its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.

Data Source: World Health Organization
Map Production: Public Health Mapping Team
Communicable Diseases (CDS)
© World Health Organization, April 2003

MERS-CoV(2012年)

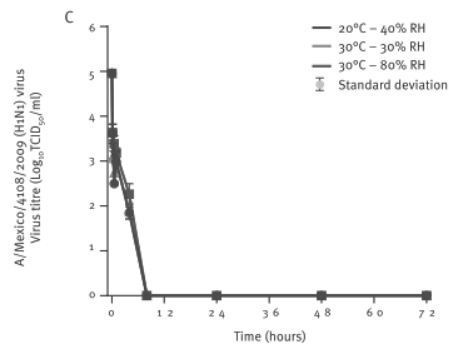


MERS

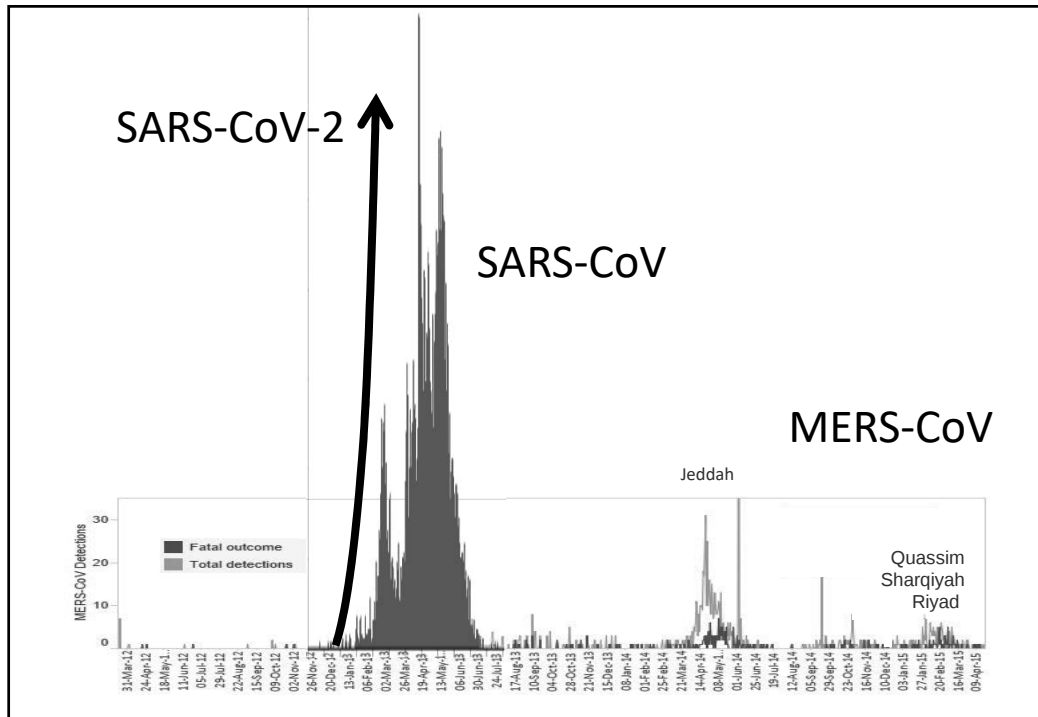
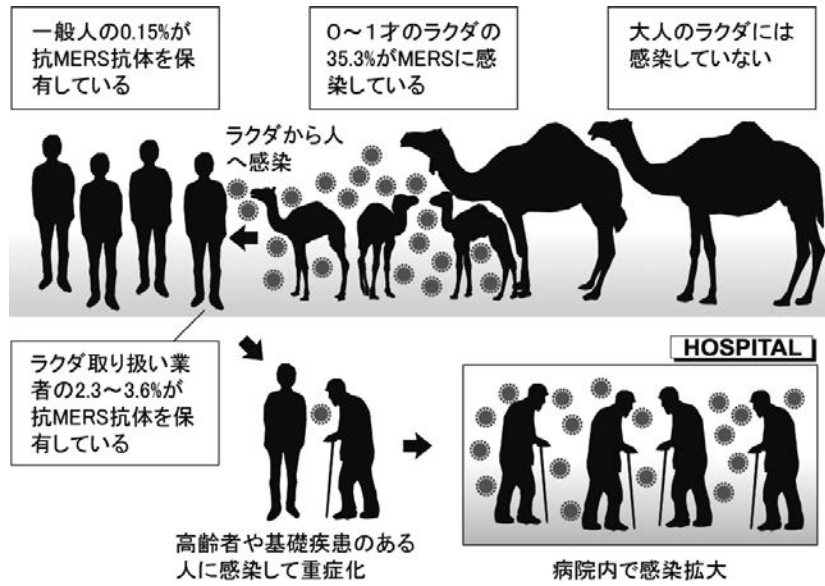


MERS-CoV is more stable than Influenza virus in environment.

Flu



サウジアラビアでのMERS感染モデル

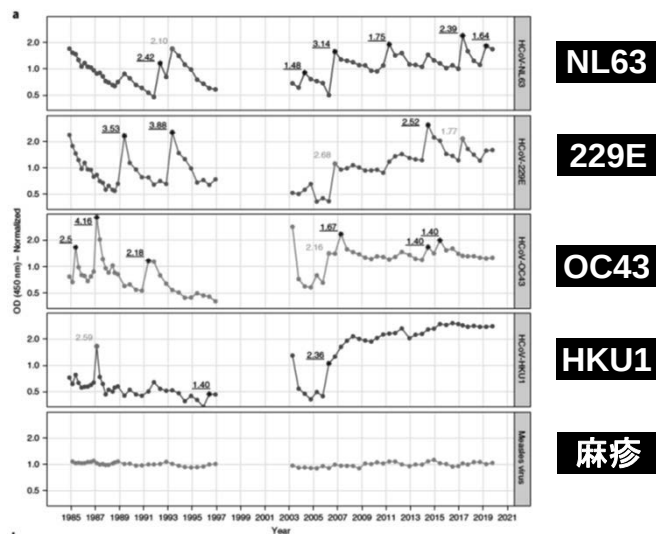


風邪のコロナウイルス4種類 229E、OC43、NL-63、HKU-1



nature
medicine 14 September 2020

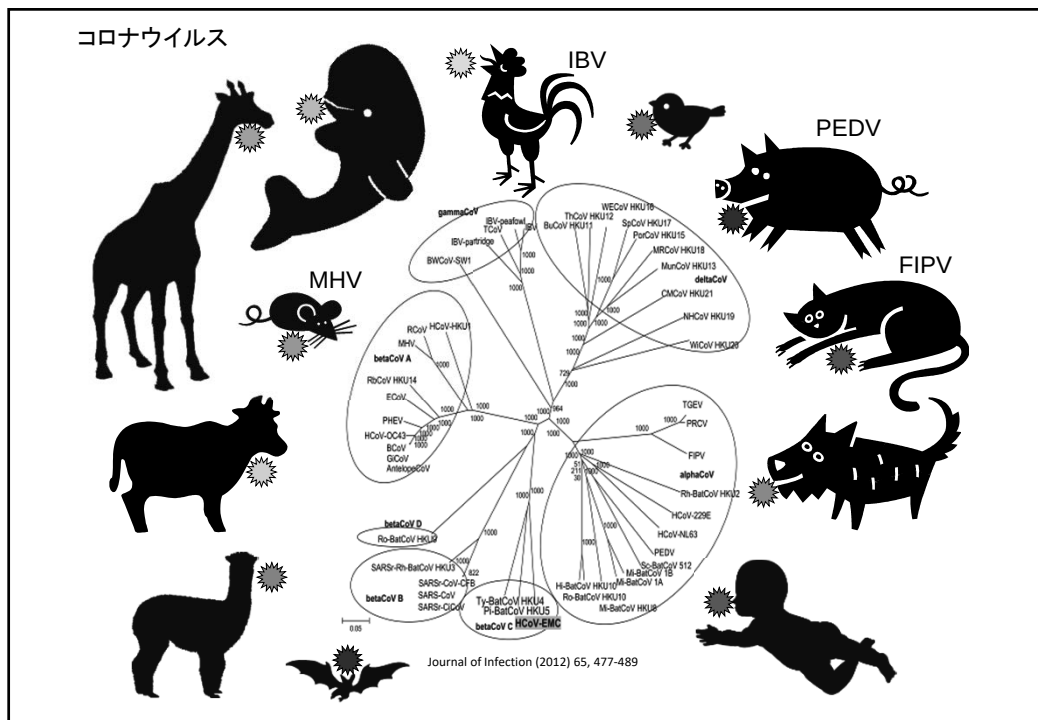
Seasonal coronavirus protective immunity is short-lasting

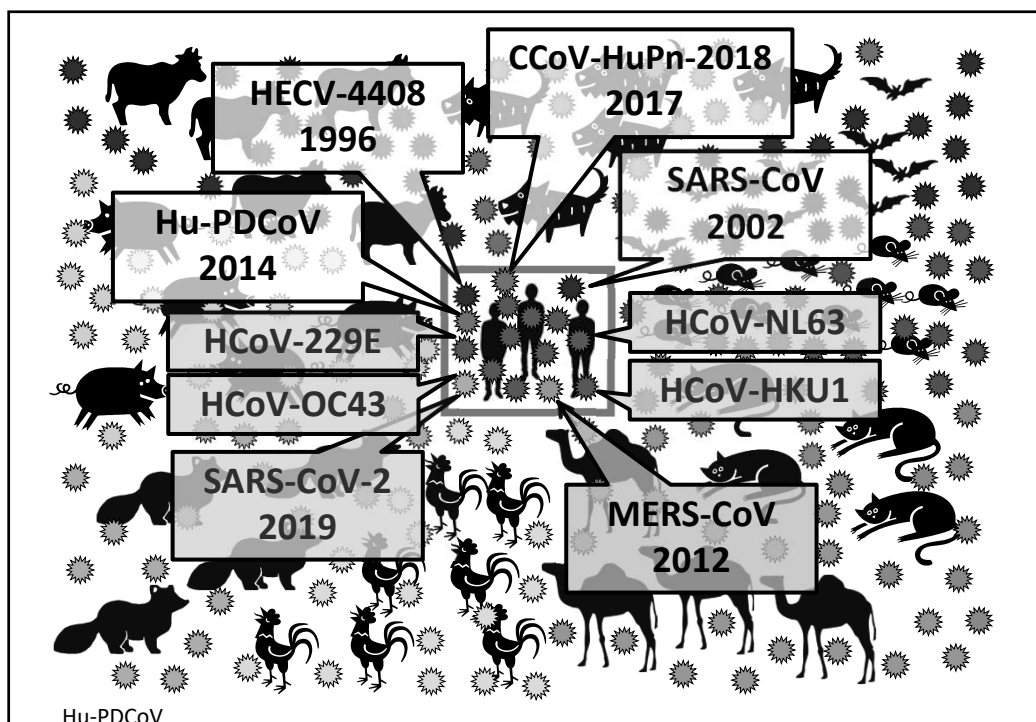


風邪のコロナウイルスは少しずつ変異している。

6歳までに全員に感染し、生涯にわたって何度も感染する。つまり我々は、コロナウイルスにまみれて生きているといえる。

常に免疫が活性化されているから、
感染しても重症化することはない





呼吸器系に感染する多く病原体がある



1 新型コロナウイルス検査の初期対応

January 2020 (令和 2 年)

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
29	30	31 歳の肺炎 中国で報道	1 元日	2	3	4
5	6 入国	7 七草の日	8 新型コロナ 発見(中国)	9	10 遺伝子配列 公開(中国)	11 鏡開き
12	13 成人の日	14 1例目の 検体届く	15 陽性確定	16	17	18
19	20	21	22 コンベPCR 配布	23	24	25
26	27	28	29 リアルタイム PCR配布	30	31	1

5月8日からSARS-CoV-2は

5 類感染症

4 種病原体

BSL3 (ウイルス)

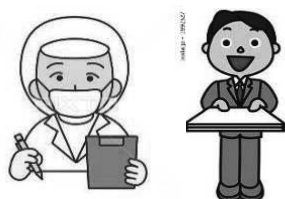
BSL2 + (検体)

病原体の分類

病原体取扱のための分類

- 1種. Ebola
- 2種. SARS
- 3種. MERS, SFTS
- 4種. SARS-2, コレラ

研究者、検査者



感染拡大防止のための分類

- 1類. Ebola
- 2類. MERS, SARS, H7N9, H5N1
- 3類. コレラ
- 4類. SFTS
- 5類. RSV
- インフル等. SARS-2

都道府県知事



感染症が発生した時の政府(都道府県知事)の対応

一類. Ebola



隔離、封鎖、交通制限

二類(指定). SARS-2



入院措置

三類. コレラ



就業制限、生活用水使用制限

四類. SFTS



消毒

犬による新型コロナ検査

Annals of Epidemiology

Available online 19 May 2023

Review article

Canine Olfactory Detection of SARS-CoV-2-Infected Humans – a Systematic Review

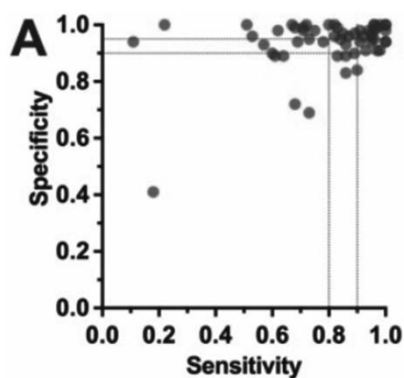
Sebastian Meller^a, Charles Caraguel^{b,c}, Friederike Twele^a, Marios Charalambous^a, Clara Schoneberg^d, Anne-Lise Chaber^b, Loïc Desquilbet^e, Dominique Grandjean^f, Fernando O. Mardones^g, Lothar Kreienbrock^d, Stéphane de la Rocque^h, Holger A. Volk^{a,i}

^a Department of Small Animal Medicine & Surgery, University of Veterinary Medicine Hannover, Hannover, Germany



いくつかの病気は、罹患者に特定の匂い（揮発性有機化合物）を発生させる。犬はこれを数秒以内に感知することができる。

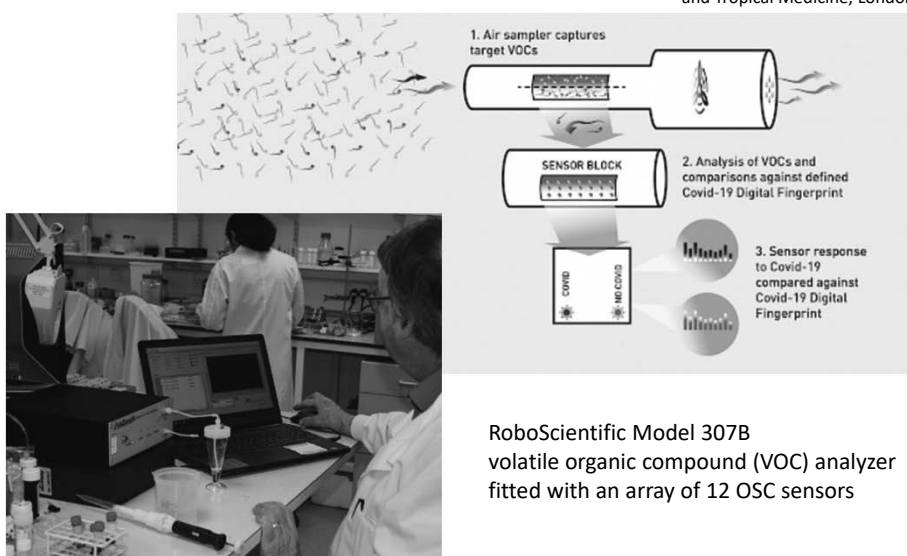
感度 = 犬が陽性と反応／PCRで陽性
 特異度 = 犬が陰性と反応／PCRで陰性

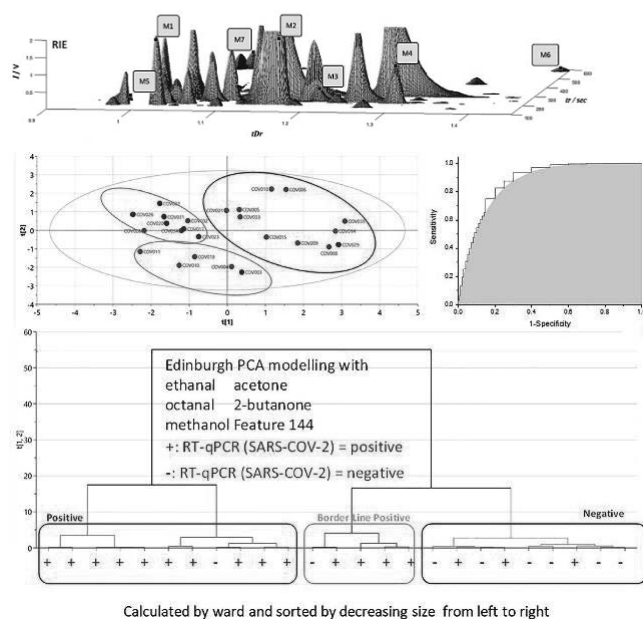


よくトレーニングされた犬では、感度と特異度が95%を超える

Using trained dogs and organic semi-conducting sensors to identify asymptomatic and mild SARS-CoV-2 infections: an observational study

Department of Disease Control,
 Faculty of Infectious and Tropical
 Diseases, London School of Hygiene
 and Tropical Medicine, London, UK





12 OSC sensors detect

Ethanal (acetaldehyde)
Acetone
Acetone/2-Butanone cluster
2-Butanone
Methanol Monomer
Methanol Dimer
Octanal
Unidentified Feature 144
Isoprene
Heptanal
Propanol
Propanal



The Covid-19 Air Monitor



第2章

建築物事業登録制度について

- 1 建築物衛生法の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 建築物空気環境測定業の登録基準
- 4 各種届出

1 建築物衛生法の概要

(1) 目 的（法第1条）

建築物衛生法は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義（法第2条、法施行令第1条）

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上（学校教育法第1条に規定する学校では 8,000 m²以上）の建築物をいいます。

(3) 建築物環境衛生管理基準等（法第4条・都の指導基準）

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等について建築物環境衛生管理基準を定めています。特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、この管理基準に基づいて建物を管理しなければなりません。

また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都が定める「建築物環境衛生管理指導基準」を P.23 にまとめました。

(4) 建築物環境衛生管理技術者（法第6条）

特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。

都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者等との兼任はできません。

**建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱
(抜粋)**

(建築物環境衛生管理指導基準)

第3 特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

- 1 空気環境の定期測定の方法については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。
なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。
- 2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。
- 3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。
- 4 排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。
- 5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表 1 建築物環境衛生管理基準等

		法施行規則（厚生労働省令）等	東京都の指導基準等	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 （ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回）	空気環境の定期測定の場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。 なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	水質検査	①6月以内ごとと実施 （16項目、11項目） ②毎年6～9月に実施 （消毒副生成物12項目） ③地下水等使用施設： 3年以内ごとと実施 （有機化学物質等7項目）	飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内ごとに1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。	
	防錆剤の水質検査	2月以内ごとに1回実施		
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度		
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌		
排水管理		排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回実施	排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。 ※グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。	
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施		
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回）、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。	

※ 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルビット対策指導要綱）の規定

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする6業種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物衛生法の改正が行われました（昭和55年5月10日公布、同日施行）。

その後、20年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管清掃業）の追加と、1業種（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました（平成13年12月14日公布、平成14年4月1日施行）。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます（図1）。

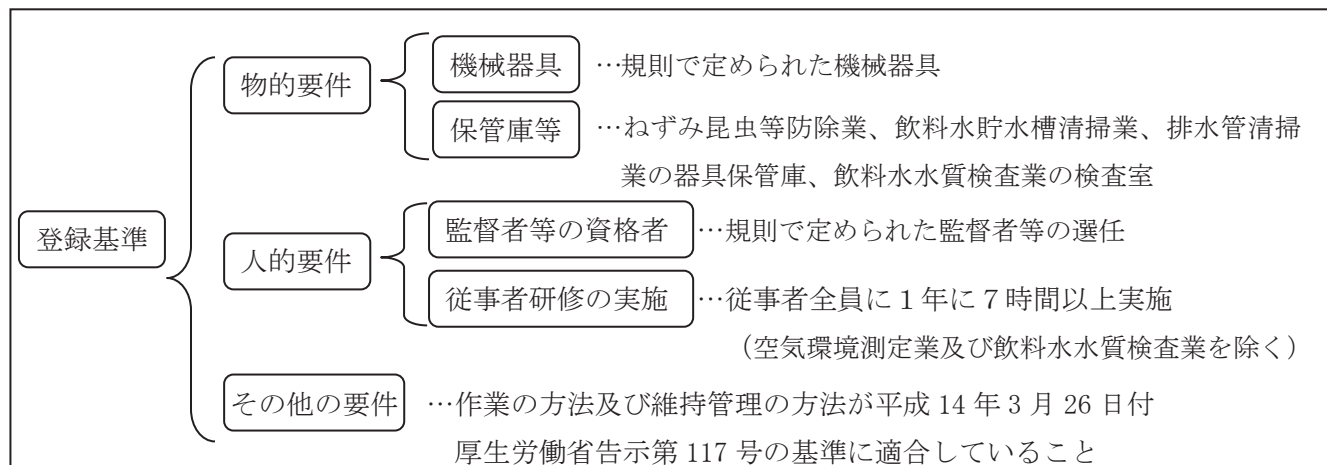


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当が窓口となっています（P.54 参照）。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間です（表2）。この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください（P.33 参照）。

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな番号へと変更されることになります。

表2 登録番号と有効期間の例

	例 1	例 2	例 3
登録番号	東京都 56 空第〇〇〇号	東京都 5 空第〇〇〇号	東京都 28 空第〇〇〇号
有効期間	令和 5 年 10 月 2 日から 令和 11 年 10 月 1 日まで	令和 5 年 10 月 2 日から 令和 11 年 10 月 1 日まで	平成 28 年 10 月 2 日から 令和 4 年 10 月 1 日まで
説 明	昭和 56 年に初めて登録を受けて、その後登録を重ねている営業所です。	令和 5 年に初めて登録した営業所です。	新たな登録を受けていない場合は、登録営業所ではありません。

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録事業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登 録 表 示 （ 例 ）

- 良い例 → 建築物空気環境測定業、東京都〇〇空第〇〇〇号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定環境衛生空気環境測定業

エ 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表3に示しました。

表3 登録業種

業 種		業 務 内 容
1 号	建 築 物 清 掃 業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
2 号	建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
3 号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4 号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5 号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6 号	建 築 物 排 水 管 清 掃 業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7 号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8 号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです（表４）。

表４ 業種別の登録営業所数（令和５年３月３１日現在）

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	４ ３ ４
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	１ ３ ４
建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	２ ２
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	３ ９
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	８ １ ８
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	１ ７ ２
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	２ ９ ３
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	３ ４ ５
合 計	２, ２ ５ ７

※登録営業所の一覧（所在地、名称、電話番号等）については、
当課ホームページで公開しています。

（U R L : https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/）

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等※の選任をしていただいています。以下（ア）～（ウ）のいずれの場合についても、当該の登録事業に専念していただくという点から、監督者等として選任することはできません（兼任は認められません。）

（図２）。資格者本人に確認し十分に注意して申請を行ってください（次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について ２留意事項」を確認してください。）。

- （ア）同じ業種について複数の営業所を登録し、その中の一つですすでに監督者等として登録されている場合
- （イ）他の業種で監督者等として登録されている場合
- （ウ）建築物環境衛生管理技術者として選任されている場合

※「監督者等」とは申請時に選任が必要な資格者のことで、業種ごとに異なります（表５）。

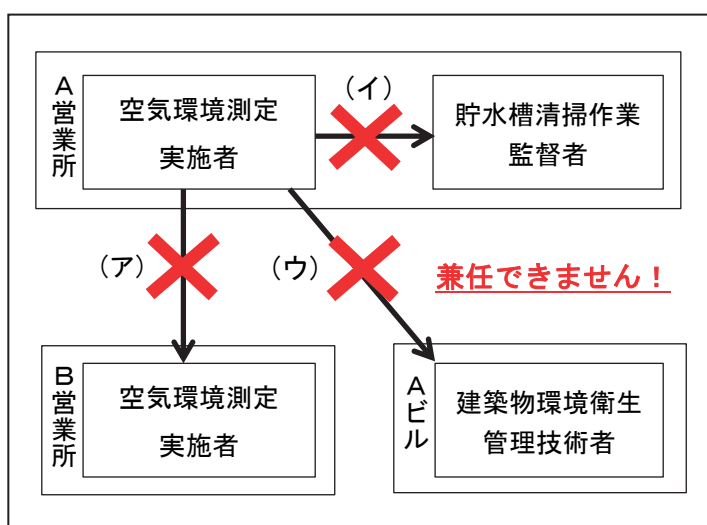


図２ 兼任禁止についてのイメージ

表5 各業種における「監督者等」の説明

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	清掃作業監督者
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	水質検査実施者
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	貯水槽清掃作業監督者
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	排水管清掃作業監督者
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	防除作業監督者
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（抜粋）

（平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 留意事項

(1) 登録業全体について

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできないものであること。

オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 建築物空気環境測定業登録基準

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。P.54 参照）。

（１）機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

ア 次の機械器具を有すること

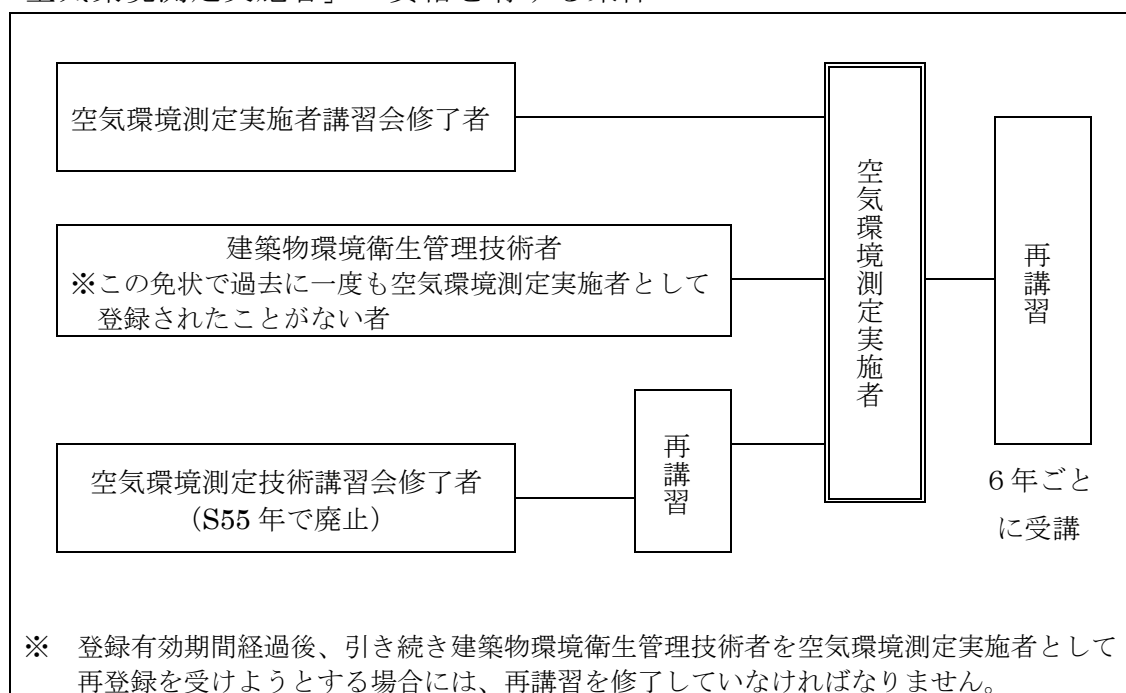
- （ア）浮遊粉じん量測定器
- （イ）一酸化炭素検定器
- （ウ）二酸化炭素検定器
- （エ）温度計
- （オ）乾湿球湿度計
- （カ）風速計
- （キ）測定に必要な器具（測定器固定用台車等）

（２）事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）

ア 空気環境測定実施者

営業所に、空気環境測定実施者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この空気環境測定実施者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。

「空気環境測定実施者」の資格を有する条件



（３）作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準 （その他の要件）

作業方法や機械器具等の維持管理方法が平成 14 年 3 月 26 日付厚生労働省告示第 117 号「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」（以下、「告示第 117 号」という。）の基準にすべて合致している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第 117 号の基準にすべて合致することを確認してください。

○厚生労働省告示第 117 号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（抜粋）

第二 規則第二十六条第三号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空気環境の測定は、規則第三条の二第一号※に定める方法に準じて行うこと。
- 二 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。
- 三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- 四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一及び三に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、測定結果の保存は自ら実施すること。
- 五 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

※ 参考

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

(空気環境の測定方法)

第三条の二 令第二条第一号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器(次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行うこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

4 各種届出

(1) 変更届 (様式はP.48参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、その日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な事項

変 更 事 項	添 付 書 類 等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (原本、発行日から3ヶ月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	—
営業所の所在地	営業所付近の見取図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
空気環境測定実施者 (再講習受講を含む)	※空気環境測定実施者の資格を称する書類 (原本)
その他の要件	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理 の方法を記載した書面

注 意

- ・これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
- ・変更事項の内容により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
- ・登録証明書の修正、再発行は行いません。
- ・空気環境測定実施者の資格を証する書類 (※) は原本確認後、返却します。

(2) 廃止届 (様式はP.50参照)

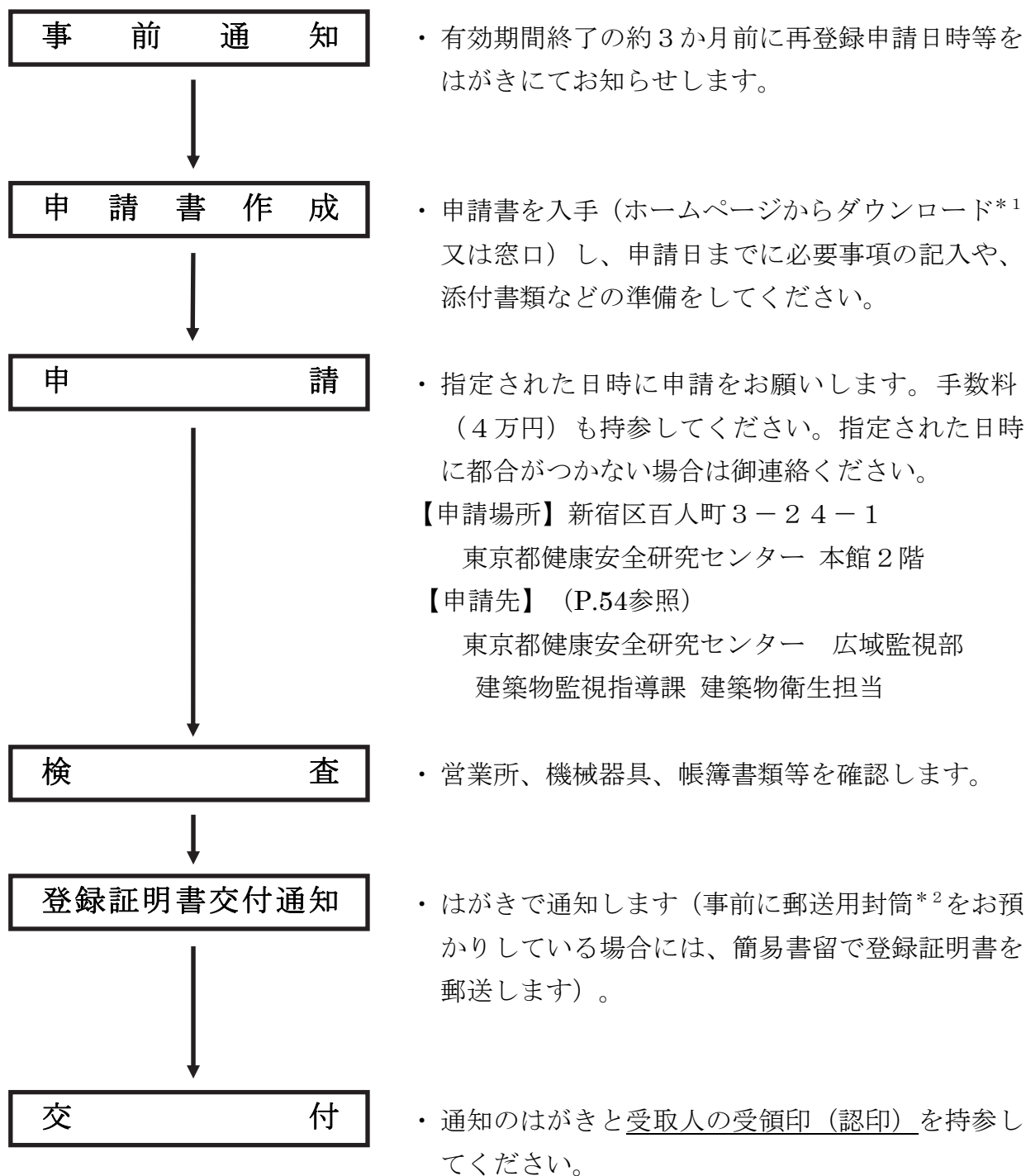
業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。
その際に、営業所の登録証明書の原本を持参してください。

(3) 再登録申請 (様式はP.38参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録 (再登録) を受けなければなりません。

申請は、次ページの要領に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



* 1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページ（検索サイトで「建築物監視指導課のページ」と検索してください。）
URL : https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/

* 2 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒（A4判の用紙が折らずに入るもの）に490円分の切手を貼付してください。

第 3 章

様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類
- 2 変更届・廃止届
- 3 作成及び管理が必要な帳簿書類

1 新規・再登録申請に関する書類

新規登録又は再登録を申請する場合は、申請書（P.38～43）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

また、「作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」については、作成例（P.44～47）を参照して作成してください。

2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は変更届（P.48）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。また、事業登録を廃止する場合は、廃止届（P.50）を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 作成及び管理が必要な帳簿書類

営業所に備えておく機器管理台帳の様式例を掲載（P.52）していますので、参考にしてください。

◎ 申請書、変更届、廃止届及び帳簿書類※の様式は、当課ホームページからダウンロードできます。

※「機器管理台帳」

「建築物監視指導課のページ（東京都の事業登録制度）」
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/

検索サイトで「東京都の事業登録制度」を検索



「新規申請・再登録申請」「変更届・廃止届」「帳簿書類の様式例」



「MS-Word」、「MS-Excel」又は「PDF」の形式で様式がダウンロードできます。

保存期間		常1年	保存期間満了後の措置		廃棄		分類記号	G010100		引継ぎ
健 研 建 登 第 号					処 理 経 過	施 行	年 月 日			
浄 書	浄書照合	公印照合・押印	回付・施行上の注意	決 定		年 月 日				
				起 案		年 月 日				
						収 受	年 月 日			
あて先					発信者名	知 事			発 送	
課	決 定 権 者 (課 長)	審 査 (文書取扱主任)	審 議 (課長代理)	起案	健康安全研究センター			起 案 者		
					広 域 監 視 部					
					建 築 物 監 視 指 導 課					
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。										

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

郵便番号

住 所

申 請 者

氏 名

電 話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建 築 物 空 気 環 境 測 定 業 登 録 申 請 書

下記のとおり建築物空気環境測定業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により申請します。

記

1 営業所の名称

電 話 ()

2 営業所の所在地 郵便番号

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類

(1) 空気環境測定実施者の資格を証する書類

(2) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他設備の維持管理の方法を記載した書面

(3) 法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新・再 の区分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登録簿	
				収受簿		通 知 送 付	

空気環境測定実施者

(太枠内のみ記入してください)

氏名					生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気環境測定実施者講習会修了者		番 号				照合	
	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	. .				
講習記録 (直近の)	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限	. .	
	取得年月日	. .		. .				

氏名					生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気環境測定実施者講習会修了者		番 号				照合	
	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	. .				
講習記録 (直近の)	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限	. .	
	取得年月日	. .		. .				

氏名					生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気環境測定実施者講習会修了者		番 号				照合	
	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	. .				
講習記録 (直近の)	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限	. .	
	取得年月日	. .		. .				

氏名					生年月日	年 月 日		
最初の資格 (該当に○)	空気環境測定実施者講習会修了者		番 号				照合	
	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	. .				
講習記録 (直近の)	実施者講習 修了証番号	空再第 号	照合	空再第 号	照合	有効期限	. .	
	取得年月日	. .		. .				

(2号 2/4)

機械器具等設備の概要

機械器具名		名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
一酸化炭素測定器				
二酸化炭素測定器				
温湿度計				
風速計				
その他の	測定用台車			
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		
浮遊粉じん計		機 物 番 号 第 号 較正年月日 (. .)		

営 業 所		営 業 所	
名 称		所 在 地	

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号
東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分

营 业 所		营 业 所	
名 称		所 在 地	

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順			

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
苦情及び緊急の連絡に対する体制

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】



（空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	測定実施者	使用する機械器具

（ポイント）

登録されている測定実施者を含めてください。1 班体制でも構いません。

（例 1）

作業班名	測定実施者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	浮遊粉じん量測定器 温湿度計 風速計 等
2 班	建物 花子	一酸化炭素検定器 二酸化炭素検定器 等

（例 2）

作業班名	測定実施者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	浮遊粉じん量測定器 温湿度計 等
鈴木班	鈴木 美留子	浮遊粉じん量測定器 温湿度計 等
高橋班	高橋 尾瑠人	浮遊粉じん量測定器 温湿度計 等

II 作業手順

1 空気環境の測定方法

◎（告示第 117 号 第二の一）

空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号）第三条の二第一号※に定める方法に準じて行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 センチメートル以上 150 センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該

各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

ポイント

上のように建築物衛生法施行規則第三条の二第一号と表も記述してください。

2 測定器の点検・較正等の方法、これらの記録の保存方法

◎（告示第 117 号 第二の三）

空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

具体的な点検方法

ポイント

粉じん計の較正を含めた、機械器具の点検頻度も記述してください。

3 測定結果報告作成の手順、測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

◎（告示第 117 号 第二の二）

空気環境の測定の結果を5年間保存する。

具体的な作成手順

保存責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

測定後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

空気環境測定結果の保存責任者は測定実施者でなくても構いません。

(例)測定終了後、整理された測定データから、管理基準値との比較した評価や発見した問題点を指摘し、これを概評や特記事項とした「空気環境測定結果報告書」を作成し、発注者に提出する。報告書には、環境衛生管理基準、測定値、測定機器名、測定者等を明記する。この際、控えを作成し、5年間保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第二の四）

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第二の一及び三に掲げる要件を満たしていることを常時把握し、委託する場合であっても、測定結果の保存は自ら実施する。

（業務を委託しない場合）

(例)自社にて実施するので委託はなし。

（業務を委託する場合）

(例)基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあっては名称）：〇〇株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲：空気環境測定作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認を行う。

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第 117 号第二の一から三に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してくだ

さい。

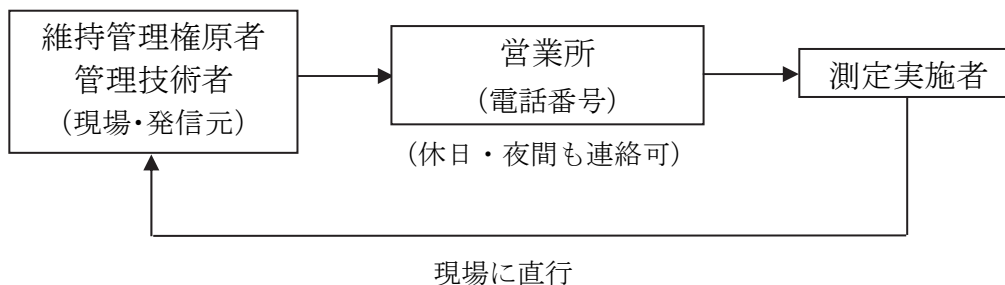
IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第 117 号 第二の五）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

(例)



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。
最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 変更事項

旧

新

6 変更年月日 年 月 日

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図

○ 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)

- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第9号様式

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇

日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 〇〇〇 第 〇〇〇 号

5 変更事項 【変更した事項について記入してください(例:申請者代表者の変更)】

旧 【変更前について記入してください】

新 【変更前について記入してください】

変更した年月日を記入してください。

6 変更年月日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図

○ 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)

- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
詳細はP.32参照	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()
(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第 3 3 条の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所名称
- 2 営業所の所在地 〒 東京都
電話 ()
- 3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業
- 4 登録番号 東京都 第 号
- 5 廃止年月日 年 月 日

添付書類
・登録証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第10号様式

令和 00 年 00 月 00 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒000-0000

新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社0000 代表取締役 0000

電話 03 (0000) 0000

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社0000 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒000-000 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 03 (0000) 0000

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 000 第 000 号

5 廃止年月日 令和 00 年 00 月 00 日

廃止した年月日を記入してください。

添付書類

・登録証明書

登録証明書を添付してください。

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

機 器 管 理 台 帳

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購 入 年 月 日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元		購 入 価 格	
購 入 先	TEL ()		
性 能 等	<付属部品>		
保 守 ・ 点 検 等 管 理 状 況			
年 月 日	内 容		担 当 者
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

窓口・問合せ先

建築物事業登録に関する窓口・問合せ先

東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当

所在地：〒169-0073

新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

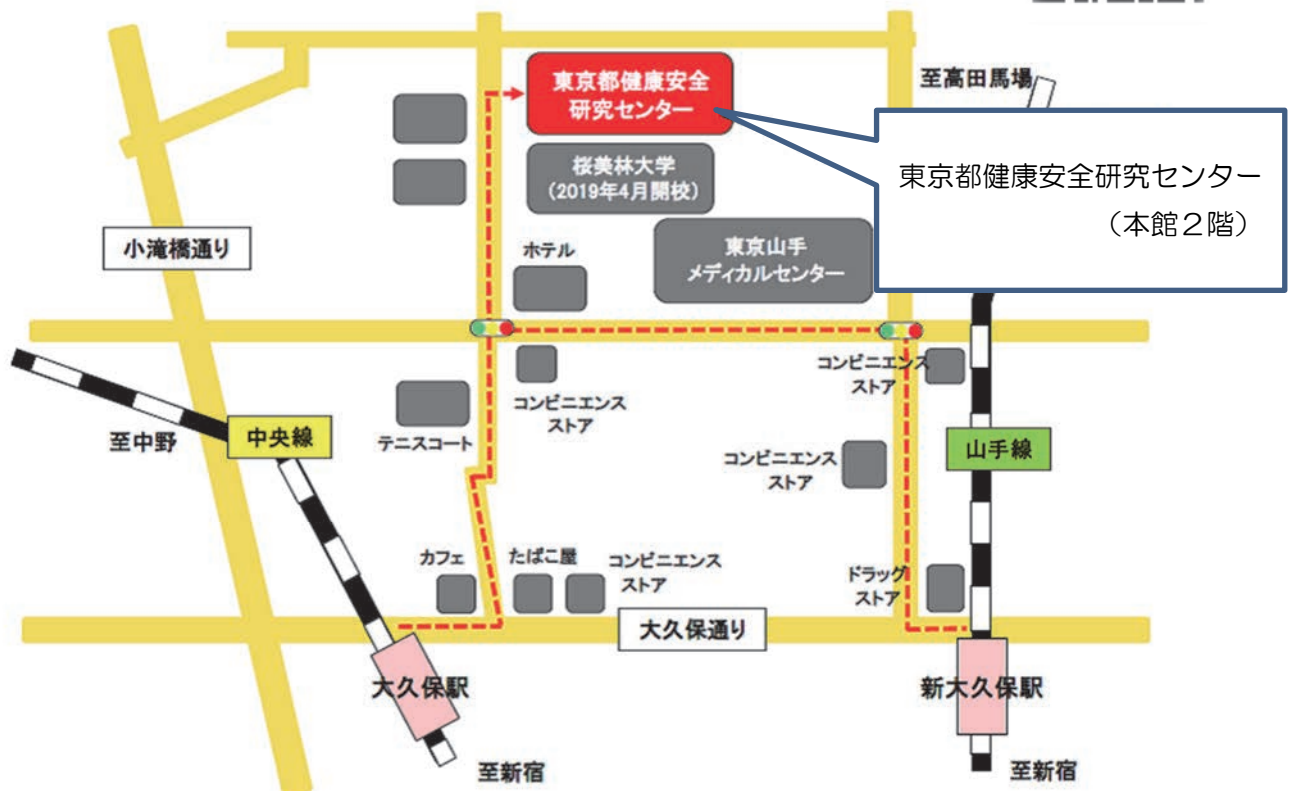
電話：03-5937-1058

FAX：03-5937-1099

URL：https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/

(検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索)

二次元バーコード



※ JR 中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約 8 分

※ JR 山手線 新大久保駅 徒歩約 10 分

登録番号（５）２１

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
建築物事業登録営業所講習会資料

令和５年１１月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課建築物衛生担当
新宿区百人町三丁目２４番１号 東京都健康安全研究センター 本館２階
電話番号 ０３－５９３７－１０５８（直通）

印 刷 株式会社まこと印刷
港区白金台二丁目１１番５号
電話番号 ０３－６２３０－９５９０

再生紙を使用しています。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

